

## 2 - 2 所得階級別人員

## ( 1 ) 所得者区分別人員

( 単位：人 )

区 分	合 計 所 得					譲渡所得	うち短期譲渡所得があるもの	山林所得
	営 業 所得者	農 業 所得者	その他事 業所得者	その他 所得者	計			
70万円以下	2,814	41	1,136	3,063	7,054	1,891	404	130
100 "	3,737	54	885	4,636	9,312	594	84	32
150 "	6,825	269	1,358	15,191	23,643	878	93	35
200 "	7,237	537	1,299	19,930	29,003	784	58	26
250 "	6,950	843	1,321	23,012	32,126	634	58	10
300 "	5,928	969	1,301	16,494	24,692	540	30	14
400 "	8,344	2,394	2,141	21,733	34,612	901	50	16
500 "	4,753	2,448	1,463	13,977	22,641	687	28	14
600 "	2,394	2,111	861	10,574	15,940	530	22	5
700 "	1,240	1,693	665	8,876	12,474	435	8	1
800 "	682	1,312	469	7,078	9,541	377	8	2
1,000 "	591	1,501	723	8,972	11,787	530	14	2
1,200 "	214	612	468	5,384	6,678	379	6	1
1,500 "	123	326	519	5,134	6,102	385	6	1
2,000 "	65	129	556	4,620	5,370	362	10	1
3,000 "	36	56	496	3,117	3,705	350	5	-
5,000 "	6	30	335	1,579	1,950	216	1	-
5,000万円 超	12	19	242	784	1,057	217	2	-
					内 989	外 1,100		外 2
合 計	51,951	15,344	16,238	174,154	257,687	10,690	887	290

調査対象等：平成12年分の申告所得税の納税者について、平成13年3月31日現在の合計所得により階級区分して、その分布を示したものである。

(注) 1 「合計所得」の合計欄の内書は、「変動所得及び臨時所得の平均課税」の適用を受けた者を掲げた。

2 「譲渡所得」及び「山林所得」欄の人員は、「合計所得」欄に掲げた者のうち、譲渡所得又は山林所得を有する者について、その譲渡所得又は山林所得だけについて所得金額を階級区分して再掲した。

なお、外書は、譲渡所得又は山林所得が損失である者を掲げた。

用語の説明：1 合計所得とは、損益通算後純損失又は雑損失の繰越控除前の総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、分離譲渡所得金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいう。

2 変動所得及び臨時所得の平均課税とは、所得税の納税義務者に変動所得（漁獲から生ずる所得、原稿又は作曲の報酬、著作権の使用料による所得）又は臨時所得（職業野球選手の契約金等で臨時に発生する所得）がある場合の税額計算上の特別な方法である。変動所得の金額は、年により著しく変動しがちであり、臨時所得の金額は数年間分に見合う所得の金額が特定の時期に一括して支払われる性質のものであるので、これらの所得は、毎年ほぼ平均して所得の発生する者と比較すると累進税率の関係から税負担に不均衡が生ずる。この面を調整するため一定の条件に該当する変動所得又は臨時所得を有する納税義務者については、その納税義務者の選択により、特別な税額の計算が認められている。